

持続可能な建設労務環境のために

押さえておきたい
「公契約大綱」と「元下関係の適正化」

令和5年8月
京都府総務部入札課

本日お話しする内容

【建設業界の課題】

- 高齡化・人材不足・若者離れ・長時間労働等の雇用条件
 - ⇒ 雇用環境の改善・生産性向上・3Kのイメージ改善
 - ⇒ 新3K(休暇・給与・希望)へ

【本日お話しする内容】

○働き方改革関連法の見直し(2024年問題)

- ・ 働き方改革関連法の見直し概要
- ・ 時間外労働の上限規制

○京都府の取り組み

- ・ 公契約大綱の概要と取り組み
- ・ 元下関係の適正化

働き方改革関連法の概要（上限規制・しわ寄せ防止関係）

1 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）

- 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。

（※）自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。
研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。

2 事業主への取引上配慮すべき事項に関する責務の規定（労働時間等設定改善法）

- 事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。

各改正事項の施行・適用時期（上限規制・しわ寄せ防止関係）

公布日：H30.7.6



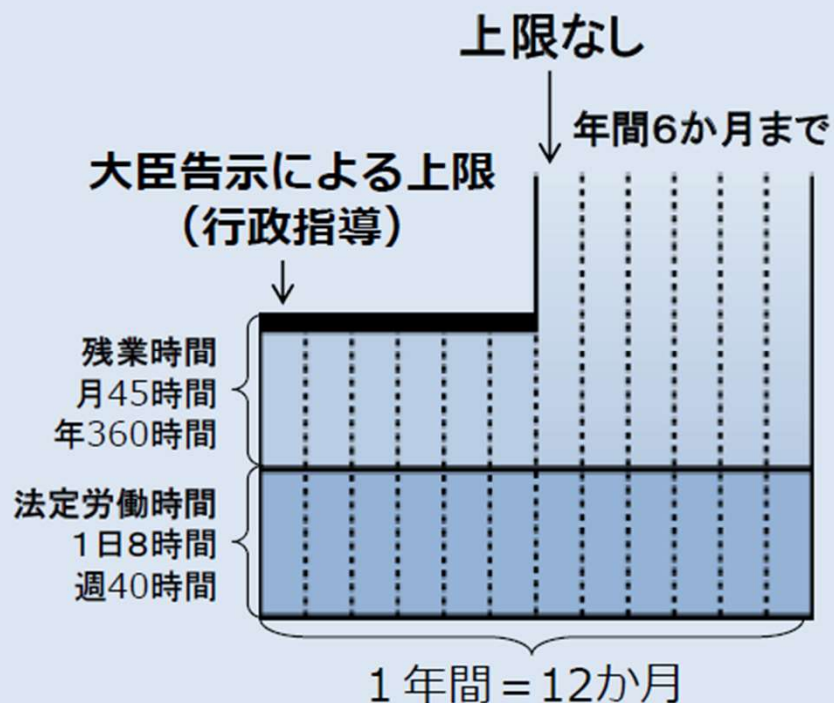
時間外労働の上限規制（一般則）

時間外労働を法律で罰則付きで規制

時間外労働の上限を法律で規制することは、1947年に制定された労働基準法において初めての大改革。

(改正前)

法律上は、時間外労働に上限なし。
(行政指導のみ)

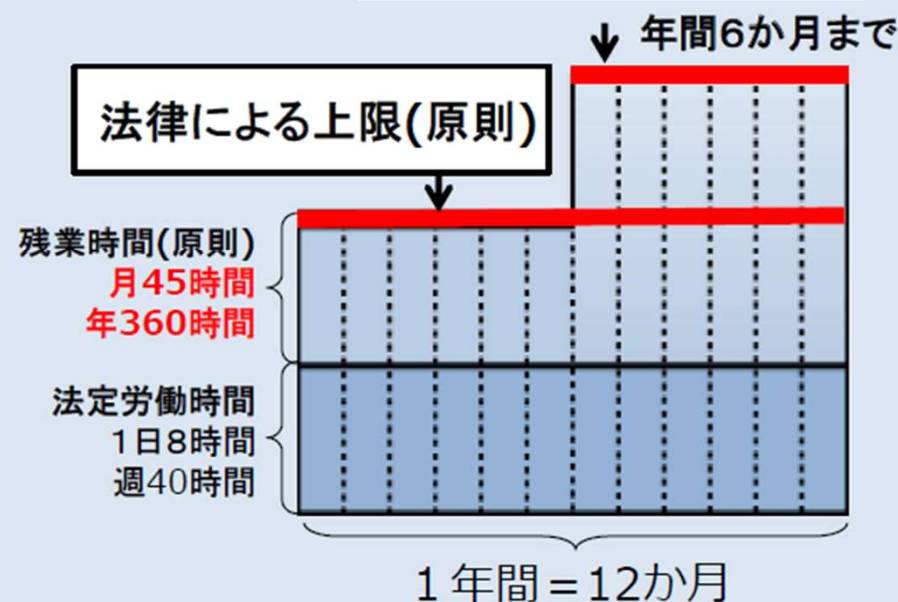


(改正後)

法律で時間外労働の上限を定め、
これを超える時間外労働はできなくなった。

法律による上限(例外)

- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間*
 - ・月100時間未満*
- * 休日労働を含む



一部の事業・業務には上限規制の適用を猶予または除外

○ 適用を**猶予**（令和6年4月から上限規制を適用）

自動車運転の業務	<u>適用後の上限時間は、年960時間</u> （将来的な一般則の適用については引き続き検討）
<u>建設事業</u>	<u>一般則を適用</u> 〔ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しない この点についても、将来的な一般則の適用については引き続き検討〕
医師	<u>適用後の上限時間は、年960時間/月100時間未満</u> 指定を受けた医療機関については、最大年1,860時間/月100時間未満 （将来的な一般則の適用については引き続き検討）
鹿児島県・沖縄県における砂糖製造業	<u>一般則を適用</u>

○ 適用を**除外**

新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 <u>時間外労働の上限規制は適用しない</u> ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする
-----------------	---

3 6 協定の締結に当たって留意すべき事項①

- 3 6 協定の締結にあたって留意すべき事項に関する指針を策定



- **時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめる。**
- 使用者は、3 6 協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負うこと。
労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意。
- 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること。
- **臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えられないこと。**
限度時間を超える必要がある場合は、できる限り具体的に定めること。
限度時間にできる限り近づけること。



特別条項で延長する場合、月末2週間と翌月初2週間の4週間に160時間の時間外労働を行わせるといったような、短期に集中して過重な労働となることは望ましくないことに留意。

3 6 協定の締結に当たって留意すべき事項②

- 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えないよう努めること。
（※）1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間
- **休日労働の日数・時間数をできる限り少なく**するよう努めること。
- **限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保**すること。
⇒健康福祉確保措置として望ましい措置：
 - (1) 医師による面接指導
 - (2) 深夜業の回数制限
 - (3) 終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）
 - (4) 代償休日・特別な休暇の付与
 - (5) 健康診断
 - (6) 連続休暇の取得
 - (7) 心とからだの相談窓口の設置
 - (8) 配置転換
 - (9) 産業医等による助言・指導や保健指導
- **限度時間の適用除外・猶予の事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保**するよう努めること。

中小企業の月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（猶予廃止）

中小企業に適用が猶予されていた月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率の引き上げ（25%→50%）について、令和5年4月より猶予を廃止し、50%以上の割増賃金率の支払いを義務づけ。

（改正前）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業 50%
中小企業 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

（改正後）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

関連リンク

➤ 労働基準法改正

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

➤ 建設業の時間外労働上限規制

<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>

➤ 働き方改革に関する行政情報

<https://www.e-gov.go.jp/employment-labor/labor-reform.html>

本日お話しする内容

【建設業界の課題】

高齢化・人材不足・若者離れ・長時間労働等の雇用条件

⇒ 雇用環境の改善・生産性向上・3Kのイメージ改善

⇒ 新3K(休暇・給与・希望)へ

【本日お話しする内容】

○働き方改革関連法の見直し(2024年問題)

- ・ 働き方改革関連法の見直し概要
- ・ 時間外労働の上限規制

○京都府の取り組み

- ・ 公契約大綱の概要と取り組み
- ・ 元下関係の適正化

公契約大綱（概要）

● 趣旨

- 「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に対応するため、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を示すもの
- 建設工事を中心に具体的な取組をまとめたもの
- 今後、社会経済情勢に即応して、柔軟かつ迅速に見直す。

● 策定

平成24年5月1日

平成26年3月17日、平成26年10月31日一部改正

令和2年7月7日一部改正

● 公表

京都府ホームページにて公表

<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

公契約大綱（主な取組）

【府の取組】

- **ダンピング防止対策**
 - ・ 予定価格の事後公表の拡大
 - ・ 建設工事に係る最低制限価格算定基準の改正（R4.4）
 - ・ 測量等業務委託に係る最低制限価格の改正（R元.5）
 - ・ 低入札価格調査基準価格の設定基準の改正（R4.4）
- **コンプライアンス対策（入札に関する秘密情報の保持）**
 - ・ 建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針（H24.9）
 - ・ 建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱（H24.9）
- **府内発注の徹底**
 - ・ 府内企業への発注の原則、府内企業への下請要請
 - ・ 物品調達における府内中小企業に限定した入札を実施（H27.1）
- **下請負者へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保**
 - ・ 元請下請適正化指針の策定（H24.8）

【受注者に求める内容】

- **労働関係法令の遵守、元請下請適正化指針の遵守**
- **事業活動における社会貢献**

公契約大綱(R2.7改正の概要)

【改正の趣旨】

新・担い手3法^(※)の成立(R1.6)を受け、新3法に掲げられた次の措置のうち、府として拡充を行うものについて大綱に反映

- ・働き方改革の推進
- ・生産性向上への取組
- ・災害時の緊急対応強化 等

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの

【改正の主な内容】

① 適正な工期を設定する取組

- ・国のガイドラインに基づく適正な工期による契約の締結
- ・週休2日の現場閉所を行う工事の試行
- ・契約締結後に生じた予期せぬ事態等受注者の責によらない事由が生じた場合の必要に応じた工期変更
- ・受注者が一定期間内で工事開始日を選択できる「フレックス工期制度」の活用

公契約大綱（R2.7改正の概要）

② 施工時期を平準化する取組

- ・繰越明許費、債務負担行為を活用した翌年度にわたる工期の設定
- ・主な建設工事における中長期的な発注見通しの公表、測量等業務委託における発注見通しの公表

③ 生産性向上の取組

- ・情報通信技術の活用等による情報の集約化・可視化、受発注者間の情報共有システムの活用、検査書類の簡素化等作業の効率化
- ・ICT活用工事の工事成績評価における評価制度の試行

④ 災害時における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

- ・災害時等における工事の緊急度や企業体制等を勘案した随意契約・指名競争入札の活用
- ・発災時等の需給のひっ迫など積算価格と実勢価格の乖離のおそれがある場合等の見積を徴取した予定価格の設定

入札情報の問い合わせ等に係る取扱要綱

- **目的**
 - ・ 建設工事等の入札に係る非公開情報に関する問い合わせ等を記録・公表
非公開情報：予定価格、最低制限価格、競争参加業者名・数、設計価格など
- **対象となる問い合わせ等**
 - ・ 建設工事等の入札に係る非公開情報に関する問い合わせ等で、勤務時間の内外を問わず、起工から落札決定までの間になされたもの全て
 - ・ 面会、電話、メール、FAX等問い合わせの手段は問わない。
＜除外されるもの＞
 - ① 京都府電子入札システム等において、質問及び回答として処理するもの
 - ② 単に事実又は手続きの確認であることが明らかなもの
 - ③ 特定者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるものでないもの
 - ④ 不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの など
 - ・ 問い合わせは、個人、企業、団体、行政機関の職員等を問わない。
- **記録及び公表**
 - ・ 問い合わせを受けた職員は、その内容を記録し、所属長に報告
 - ・ 不正、不当な問い合わせと判断した場合は、内容を公表

近年の情報漏洩事件の例

◆入札前に予定価格や最低制限価格を漏洩したことにより、市町村職員等が漏洩先の会社役員とともに公契約関係入札妨害容疑により逮捕

● 宇治田原町【令和2年12月】

町が平成29年5月19日に実施した「平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事」の一般競争入札に関し、秘密事項である設計金額を教示し、これに対する謝礼として、落札業者から現金数十万円を受け取ったとされるもの（R2.12.8 官製談合防止法違反容疑で逮捕、12.19 加重収賄の容疑で再逮捕）

→懲戒免職（令和2年12月28日）

＜R3.6.10 懲役2年、追徴金20万円、執行猶予3年の有罪判決＞

● 南丹市【令和3年2月】

市が令和元年12月25日に実施した「令和元年度南丹市上水道事業 船岡浄水場水源地整備工事」の一般競争入札に関し、秘密事項である工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の情報を教示し、最低制限価格と同額で落札させたもの（R3.2.12 官製談合防止法違反容疑で逮捕）

→懲戒免職（令和3年5月31日）

＜R3.7.19 懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決＞

元請下請適正化指針

「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」

- **目的** 適正な下請負契約等による元請負人と下請負人の関係の適正化
建設労働者の労働環境の確保
- **対象** 京都府が発注する建設工事等（除草等業務委託を含む。）
- **策定** 平成24年8月20日
平成29年7月改正、令和2年5月改正（様式の元号表記等）
- **内容**
 - ・適正な下請契約の締結、下請負人の保護（建設業法）
 - ・労働者の保護（労働関係法）
 - ・京都府独自の取組

元請下請適正化指針(一括下請負の禁止等)

- 一括下請負の禁止 * 法で規制
 - ・中間において不合理な利潤が取られる。
 - ・建設工事の質の低下を招く。
 - ・下請負人の労働条件の悪化を招く。
 - ・建設工事の施工上の責任が不明確になる。
 - ・発注者の信頼に反する。
- 下請次数の制限 * 府独自の取り組み
 - ・建築一式工事 3次まで
 - ・その他の工事 2次まで
- 下請次数が超える場合
 - 「重層下請理由書」 ・ 直接請負者が作成
 - 「次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写し」
 - 京都府に提出

元請下請適正化指針(下請負人の選定)

● 下請負人の要件

- ・当該工事に必要な建設業の許可を受けていること
- ・府の指名停止措置がされていないこと
- ・本指針の下請参加停止者として指定されていないこと
- ・京都府暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

● 府内企業選定の要請

- ・府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努める。
- ・府外に本店を有する者を下請負人に選定する場合
 - 府外下請選定理由書の作成は不要
 - 下請工事契約時チェックリスト(様式第2号)に理由を記載

元請下請適正化指針（下請契約の締結等）

● 下請契約

- ① 契約書
- ② 基本契約書 注文書・請書
- ③ 注文書・請書＋基本契約約款

京都府独自の必須3条項
ア 関係法令の遵守
イ 指針の遵守項目を記載
ウ 是正及び調査への協力を①～③中又は覚書等で必ず記載してください！！！！

● 下請契約締結に当たっては

- 「下請工事契約時チェックリスト」を作成し、確認
- 下請契約の相手方が暴力団員等でない旨の「誓約書」を徴取
※誓約書は、契約金額が150万円以上の全ての下請契約が対象

● 主な留意事項

- 必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと
- 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと

下請契約書に記載すべき必須3条項が記載されていない場合→覚書締結

(様式は府HPに掲載)

覚 書

〇〇〇(元請負人の名称を記載) (以下「元請負人」という。)と □□□(下請負人の名称) (以下「下請負人」という。)は、京都府が発注した△△△(工事名) 工事の下請工事として、令和 × 年 × 月 × 日付けで締結した◇◇◇◇ 工事契約 (以下「本契約」という。)に関して、次のとおり覚書を交換する。

(関係法令の遵守)

第1条 元請負人及び下請負人は、本契約を履行するに当たり、建設業法(昭和24年法律第100号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導を遵守する。

2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

3 下請負人は、前項に規定する行政指導を受けた場合は、京都府から直接工事を請け負った者(以下「直接請負者」という。)に対して、行政指導文書及び是正(改善)報告書の各写しを提出しなければならない。

4 下請負人は、本契約を履行するに当たり、第三者と請負の契約(以下「下請等契約」という。)を締結する場合においては、当該第三者(当該第三者が更に本契約に関し、下請等の契約を締結した者等の本契約に関し請負の契約を締結する者を含む。)にも前3項の規定の内容を遵守させるため、これらの規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守)

第2条 元請負人及び下請負人は、本契約を履行するに当たり、前条に定めるもののほか、京都府が発注工事に関し、工事請負契約を締結する者の責務として別添「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(平成24年8月20日制定。以下「指針」という。)に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する指針の遵守のため、必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

3 下請負人は、本契約を履行するに当たり、下請等契約を締結する場合においては、当該第三者(当該第三者が更に本契約に関し、下請等の契約を締結した者等の本契約に関し請負の契約を締結する者を含む。)にも前項の規定の内容を遵守させるため、同項の規定の内容を下請等契約書に明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(是正及び調査への協力)

第3条 下請負人は本契約の履行に当たり、本契約によって請け負った工事について、直接請負者から次の法令等について違反しているとして是正を求められた場合においては、当該是正の求めに対して誠実に対応するものとする。

(1) 第1条第1項に規定する法令のうち、建設業法施行令第7条の3に規定する法令の規定又は最低賃金法第4条第1項の規定

(2) 第1条の2第1項に規定する指針に掲げる事項

2 前項の是正の求めによっても、なお下請負人において是正が行われないと直接請負者が認め、かつ、京都府においても下請負人に是正の必要があると特に認めた場合において、京都府及び直接請負者が共同して当該是正のための下請負人に対する調査を実施しようとするときは、下請負人の事務所への立ち入り及び保有する関係書類の提出その他調査に必要な事項の情報提供等について、積極的に京都府及び直接請負者に協力するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 × 年 × 月 × 日 (締結日を記載)

元請負人 〇〇〇 印

下請負人 □□□ 印

元請下請適正化指針（施工体制の把握）

<下請契約を締結したとき>

●施工体系図

- ・工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示
- ・「施工体系図」
→京都府に提出

●施工体制台帳

- ・請負金額に関わらず作成し、工事現場に備える。
- ・「施工体制台帳」「下請契約書の写し」
「下請工事契約時チェックリスト」 H29.7様式改正
「誓約書の写し」（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限り。）
→京都府に提出

※施工体系図、施工体制台帳に変更が生じた場合は、そのつど速やかに監督職員に提出

元請下請適正化指針(契約遵守窓口)

● 契約遵守窓口

- ・工事を所管する部署(府土木事務所等)に設置
 - 元請負人と下請負人の間に生じた紛争等の把握
 - 元請負人と下請負人の関係の適正化を図る。

● 契約遵守窓ロステッカー

- ・工事現場の見やすい場所に掲示
- ・工事関係者に周知

この工事の元請事業主は
建設業法・労働関係法令を遵守しています

元請負人と下請負人の関係の適正化を
図るため、各発注機関に相談窓口を開設
しています。

相談窓口 連絡先
〇〇土木事務所 TEL 〇〇-〇〇〇〇

元請下請適正化指針(H29.7一部改正)

- **H29.7改正点** (平成29年8月1日以降に府と契約する工事に適用)
- 重層下請理由書 → **直接請負者** (府から直接工事を請け負った者) **が作成**
することを明確化
- 府外下請選定理由書 → **省略**
(※理由は、下請工事契約時チェックリストに記入)
- 暴排条例による誓約書
 - ・誓約書の作成、保管 → **変更なし**
(契約当事者間で下請業者が元請に対し誓約)
 - ・直接請負者、府への提出
 - **建設業の許可を有しない者が誓約した誓約書に限定**
※建設業の許可を有する者の誓約書の提出は不要
- 下請工事契約時チェックリスト
 - ・文言を簡潔なものに修正
 - ・**健康保険等の加入状況を追加**
 - ・**提出、現場掲示のチェックリストを追加**

下請工事契約時チェックリスト

H29改正後様式

様式第2号

H2907改正版

下請工事契約時チェックリスト

改正期日を記載

(下請契約の元請負人)

商号・名称

代表者

印

工事名					
下請契約の 下請負人	商号・名称				
	建設業許可番号	大臣・知事 特定・一般 第	号	下請次数	次

工事名、下請負人を記入

文章を簡素化

No.	項目	はい	いいえ
1	一括下請負は行っていない。		
2	重層下請負は行っていない。 ※建築一式工事・3次まで、その他の工事・2次まで ※次数が超える場合は、重層下請理由書と賃金台帳等の写しを提出		
3	下請負人は、建設業法により営業禁止、営業停止されていない。		
4	下請負人は、京都府から指名停止措置を受けていない。		
5	下請負人は、元請・下請関係適正化指針による下請参加停止者ではない。		
6	下請負人の本店は京都府内である。		
	<本店が府外の場合、選定した理由> 府外下請選定理由書を省略し理由をチェックリストに記入		
7	下請負人は、暴力団員等ではない。		
8	下請契約書には、指針第6別表の記載がある。 ※「関係法令の遵守」、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守」、「是正及び調査への協力」の条項		
9	取引上の地位を利用して、原価に満たない請負代金額としていない。		
10	下請負人には、指針第9の1(1)から(14)に掲げる事項に抵触する事実はない。		
	下請負人は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入している。(適用除外は、はいの欄に「-」を記入)		

健康保険等の加入状況を記入

京都府独自の
必須3条項が締結
されているか確認
の上、チェックを

下請工事契約時チェックリストの改正

改正後様式

提出書類、現場の掲示の
チェックリストを追加

直接請負者、一次
以下の下請負人別
に必要書類を記載

■提出書類 ○:直接請負者(府と契約した者) □:1次以下の下請契約の元請人→直接請負者に提出

<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	施工体系図
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	施工体制台帳
	<input type="checkbox"/>	再下請負通知書
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	下請契約書の写し(元請下請適正化指針の遵守義務等の条項がある契約書)
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	下請工事契約時チェックリスト
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	暴力団排除関係誓約書の写し(建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。) ※下請負人が建設業の許可を有していても、元請負人は暴排条例による誓約書を徴取し保管する必要があります。 ※誓約書は、下請負人との契約総金額が150万円以上の場合が対象です。
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	重層下請理由書(重層下請負をする場合)
<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	賃金台帳等の写し(重層下請負をする場合)

■現場の掲示

<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	契約遵守窓ロステッカー(下請負契約をした場合)
-----------------------	--------------------------	-------------------------

元請下請適正化指針に係る 提出書類等のミス事例

●提出すべき書類の提出漏れ、記載誤り

●よくあるミス事例

①下請契約書等に府の独自条項(必須3条項)の記載が漏れている

②「下請工事契約時チェックリスト」の様式が旧様式で作成

③施工体系図の記載漏れ

工事打合簿等に業者名の記載があるが、体系図に記載がない等

④小修繕工事等、小額な工事でも府と基準契約書を締結すれば、元下指針の適用対象となる（下請契約が発生すれば契約書等の写しが必要）

⑤下請契約の相手方が 〇〇京都営業所となっていたため、府内業者であると判断。（→相手方の本店所在地で府外か府内を判断）

⑥誓約書等、提出書類の日付が記載漏れ

※施工体系図、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出

関連リンク

➤ 公契約大綱

<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

➤ 入札情報の問い合わせ等に係る取扱要綱

<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/documents/h2409toiawaseyoukou.pdf>

➤ 元請下請適正化指針の概要

<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1337919568956.html>

➤ 適正な下請契約に向けて（国土交通省近畿地方整備局HP）

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sitauke/index.html>

➤ 建設業法に基づく適正な施工体制と配置予定技術者
（国土交通省近畿地方整備局HP）

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>

本日お話しした内容

【建設業界の課題】

高齢化・人材不足・若者離れ・長時間労働等の雇用条件

⇒ 雇用環境の改善・生産性向上・3Kのイメージ改善

⇒ 新3K(休暇・給与・希望)へ

【本日お話しした内容】

○働き方改革関連法の見直し(2024年問題)

- ・ 働き方改革関連法の見直し概要
- ・ 時間外労働の上限規制

○京都府の取り組み

- ・ 公契約大綱の概要と取り組み
- ・ 元下関係の適正化

ご静聴ありがとうございました